

2021 春季生活闘争 3. 8 国際女性デー 全国統一北海道集会

連合では3. 8 国際女性デーの取り組みを春季生活闘争の一環として位置づけ、全国統一行動を展開しています。連合北海道も3月6日（土）にWEBにより集会を開催し、8産別3地区のほか、女性委員会を含む42名が参加しました。

開会のあいさつでは、連合北海道女性委員会の金子ヨリ委員長が「今春闘では、あらゆるハラスメント対策に加えコロナ禍での誹謗中傷等、職場での現状把握と差別禁止の取り組み徹底を訴えている。連合では労働者自身をさす『非正規労働者』という言葉を使用しないなど『非正規』呼称の考え方を示している。同じ職場で働く仲間が雇用形態の違いや女性であることで分断されることのないよう運動をすすめよう」と呼びかけました。

つづいて、弁護士の上田絵理さんから「女性にとっても働きやすい社会へ」と題し、講演していただきました。講演では、コロナ禍での非正規雇用や雇止め、DVをはじめ、選択的夫婦別姓、セクハラなど女性が直面する問題について提起されました。日本は、労働力不足を「男性の長時間労働」と「女性の家事・育児」という分業で補うことで経済成長を遂げた成功体験をそのまま引き継いでいる現状があり、女性の非正規労働化が進んだ背景があります。不合理な処遇は法律で判断されますが、すべてが認められるわけではなく、有期雇用の待遇改善を図ることで正規雇用に繋げることが、女性の社会進出に大事なポイントであると話されました。改めて注目されている選択的夫婦別姓については、夫婦同氏制が合憲としつつも女性裁判官3名から憲法第24条に違反するとの意見が出された最高裁判例があり、実現すればアイデンティティの維持やキャリア形成、氏名変更手続きの緩和が図られること、「家族」尊重を個人に押し付けるような憲法改正草案への懸念などから、一定の形にするためにも早く議論を進めるべきと話されました。各種ハラスメントは、法律により規制が強化されてきましたが、パワハラの判断基準が難しいことや、親族間のセクハラなどから、「被害者が声をあげることが苦しい」という新たな問題もあります。また、女性特有のマタハラについては、厚生労働省ホームページ「明るい職場応援団」に掲載されている動画が紹介され、職場での理解が進んでいない現状から、気持ちが晴れないまま家庭か職場か選択を迫られている実態が話されました。これらの様々な問題は、個人の問題ではなく社会の在り方の問題であり、女性の地位を確立するためにも、今一度社会がどうあるべきかを考えていく必要があるとお話されました。

今回の上田絵理さんの講演を通して、私たちが安心して働き暮らすことのできる職場・社会をつくるためにも、声を上げ議論する機会をつくることが大切だという思いを共有することができました。



国際女性デーには、賃金・労働条件の向上を表す「パン」と女性の尊厳・人権の確保を表す「バラ」をシンボルに世界各国で様々な行動が展開されています。この集会から全道にむけて、すべての女性たちの権利やはたらく女性の賃金向上が実現されるように、2021スローガン「真の多様性を認め合う！誰一人取り残される事のない「フェアワーク」の実現を！」を掲げ、連合北海道女性委員会としても、今後の取り組みをすすめてまいります。

